

事務連絡
令和 6 年 1 月 12 日

各国公私立大学就職支援担当課長
各公私立短期大学就職支援担当課長
各国公私立高等専門学校就職支援担当課長
各都道府県専修学校主管課長
各都道府県教育委員会専修学校主管課長 殿
専修学校を置く国立学校法人担当課長
各都道府県・指定都市教育委員会進路指導主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務担当課長
厚生労働省医政局医療支援課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

文部科学省高等教育局学生支援課長
文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
文部科学省総合政策局生涯学習推進課長

令和 6 年能登半島地震の影響により就職活動等に支障が生じた
学生等に対する緊急支援について（周知）

「令和 6 年能登半島地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について（通知）」（令和 6 年 1 月 7 日付け 5 文科施第 704 号）、「令和 6 年能登半島地震により被災した学生への配慮等について（通知）」（令和 6 年 1 月 10 日付け 5 文科高第 1533 号）、「令和 6 年能登半島地震の発生に伴う専修学校・各種学校の対応等について（通知）」（令和 6 年 1 月 11 日付け 5 文科教第 1463 号）において、学生・生徒等の就職支援についてお願いしているところですが、この度、厚生労働省より、令和 6 年能登半島地震（以下「地震」という。）の影響により就職活動等に支障が生じた学生・生徒等に対する緊急支援について、周知の依頼がありました。

今般の地震については、被災した学生・生徒等について、今後の就職又は就職活動に大きな影響が生じることが懸念されているところです。

今般の地震は 1 月 1 日に発災しており、令和 6 年 3 月に学校（学校教育法第 1 条に規定する学校（幼稚園及び小学校を除く。）及び同法第 124 条に規定する専修学校をいう。以下同じ。）を卒業・修了予定の学生・生徒等（卒業後 3 年以内の者を含む。以下「学生等」という。）においては、その大部分が内定を獲得している状況ですが、就職活動を継続している者も一定程度存在しており、これら学生等の就職活動に影響が生じることが懸念されます。また、今般の地震に伴い、被災した企業の事業活動が縮小を余儀なくされ、当該企業に採用内定していた学生等に対し、内定の取消しや入職時期の繰下げ等が行われることも懸念されます。

また、令和 7 年 3 月に大学等を卒業・修了予定の者においては、本格的な就職活動が

始まる直前であり、自己理解や業界・企業理解を深める上でも重要な時期です。これらの就職活動を控えた学生等が地震で被災したことにより、今後の就職活動が困難となることも懸念されます。

このため、厚生労働省では、別添のリーフレットのとおり、学生等震災特別相談窓口の設置等による支援を行うとしています。

については、管下に学校を置く国公立大学におかれましては、管下の学校に対し、各都道府県及び各指定都市教育委員会進路指導主管課におかれましては、所管の学校及び所管の学校を設置する市町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれましては、所轄の学校法人及び私立学校に対し、各都道府県及び各都道府県教育委員会の専修学校主管課におかれましては、所管の専修学校に対し、附属学校を置く国公立大学法人附属学校事務担当課におかれましては、管下の附属学校に対し、厚生労働省におかれましては、所管の専修学校に対し、下記のことについて周知いただくようお願いいたします。

記

1 学生等震災特別相談窓口の設置等について

石川県の新卒応援ハローワーク（金沢市）に「学生等震災特別相談窓口」を設置し、地震の被害を受けた就職を希望している学生等に対する就職までの一貫した支援と、学校の進路指導担当者等が学生等に対する指導を的確に行うために必要な相談支援を行っていること。

また、併せて全国の新卒応援ハローワーク及び一般のハローワークにおいても同様の相談を受け付けていること。

2 内定取消し等の事案の迅速な把握について

内定取消しや入職時期の繰下げについては、その後の迅速な就職支援につながる事が重要であることから、内定取消しや入職時期の繰下げ等の対象となった、またはなりそうな事態を把握した学生等・学校においては、速やかにハローワークへ連絡・相談いただきたいこと。

【本件担当】

文部科学省高等教育局学生支援課
就職指導係

電話 03-5253-4111（内線 3354）

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
キャリア教育推進係

電話 03-5253-4111（内線 4728）

文部科学省総合政策局生涯学習推進課
専修学校第一係

電話 03-5253-4111（内線 2915）

令和6年能登半島地震により被災した学生・生徒等のみなさまへ

学生等震災特別相談窓口のご案内

厚生労働省では、令和6年能登半島地震により就職活動に影響を受けた、または採用内定の取消し等にあった学生・生徒のみなさまの相談に対応するための特別相談窓口を、金沢新卒応援ハローワークに設置しました。

また、中学・高校の生徒・学校関係者等のみなさまは、最寄りのハローワーク等でも相談を受け付けております。

【 支援メニュー 】

● 震災の影響により就職活動に影響を受けた方の相談

(交通手段が遮断され会社の指定した入社日に出社出来ない、内定先との連絡が取れない、エントリーシート等の提出や採用選考活動への参加が出来なくなったなど。)

● 震災の影響により採用内定の取消し等を受けた方の相談

(会社から、採用内定を取消すと言われた、しばらく入社は待ってくれと言われた、採用はするがしばらく家で待機していて欲しいと言われたなど。)

などの就職についての相談を受け、希望を伺いながら、事業主への確認、就職支援ナビゲーターによるマンツーマンの就職相談を実施します。



学生等震災特別相談窓口 設置場所

金沢新卒応援ハローワーク

石川県金沢市石引4-17-1 石川県本多の森庁舎1階

Tel076(261)9453

(開庁時間:平日9:00~18:00)

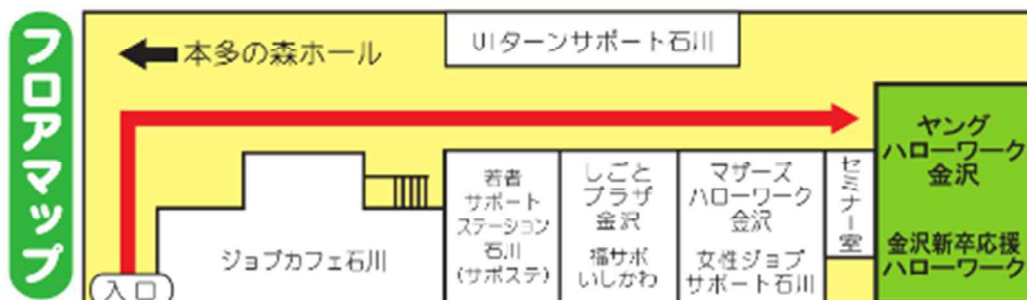
※電話・オンライン(ZOOM)でも相談できます。

オンライン相談については利用方法を御案内しますので、御希望の方は電話にて御連絡ください。



※相談は全国の新卒応援ハローワーク、ハローワークでも受け付けています。
所在地は裏面をご覧ください。

【金沢新卒応援ハローワーク】



【全国の新卒応援ハローワークの所在地はこちら】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184061.html>



【ハローワークの所在地はこちら】

<https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>



開若発 0111 第 1 号
令和 6 年 1 月 11 日

文部科学省高等教育局学生支援課長
文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室長

厚生労働省参事官（若年者・キャリア形成支援担当）
（公印省略）

令和 6 年能登半島地震の影響により就職活動等に支障が生じた
学生等に対する緊急支援について（周知依頼）

今般の令和 6 年能登半島地震（以下「地震」という。）については、被災した学生・生徒等について、今後の就職又は就職活動に大きな影響が生じることが懸念されるところです。

今般の地震は 1 月 1 日に発災しており、令和 6 年 3 月に学校（学校教育法第 1 条に規定する学校（幼稚園及び小学校を除く。）及び同法第 124 条に規定する専修学校をいう。以下同じ。）を卒業・修了予定の学生生徒等（卒業後 3 年以内の者を含む。以下「学生等」という。）においては、その大部分が内定を獲得している状況ですが、就職活動を継続している者も一定程度存在しており、これら学生等の就職活動に影響が生じることが懸念されます。また、今般の地震に伴い、被災した企業の事業活動が縮小を余儀なくされ、当該企業に採用内定していた学生等に対し、内定の取消しや入職時期の繰下げ等が行われることも懸念されます。

また、令和 7 年 3 月に大学等を卒業・修了予定の者においては、本格的な就職活動が始まる直前であり、自己理解や業界・企業理解を深める上でも重要な時期です。これらの就職活動を控えた学生等が地震で被災したことにより、今後の就職活動が困難となることも懸念されます。

つきましては、下記の事項について依頼申し上げますので、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

記

1 関係機関への周知について

記の2の事項について、学校の長、教育委員会等に対して、周知を依頼いただきたいこと。

2 周知事項の内容について

(1) 学生等震災特別相談窓口の設置等について

別添1及び別添2の通達並びに別添3のリーフレットのとおりに、石川県の新卒応援ハローワーク（金沢市）に学生等震災特別相談窓口を設置し、地震の被害を受けた就職を希望している学生等に対する就職までの一貫した支援と、学校の進路指導担当者等が学生・生徒等に対する指導を的確に行うために必要な相談支援を行っていること。

また、併せて全国の新卒応援ハローワーク及び一般のハローワークにおいても同様の相談を受け付けていること。

(2) 内定取消し等の事案の迅速な把握について

内定取消しや入職時期の繰下げについては、その後の迅速な就職支援につながる事が重要であることから、内定取消しや入職時期の繰下げ等の対象となった、またはなりそうな事態を把握した学生等・学校においては、速やかに学校等を管轄するハローワークへ連絡・相談いただきたいこと。

開発 0110 第 2 号
令和 6 年 1 月 10 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省人材開発統括官
(公 印 省 略)

令和 6 年能登半島地震の影響により就職活動等に支障が生じた学生等に対する緊急支援について

今般の令和 6 年能登半島地震（以下「地震」という。）により貴い人命が失われ、かつ、甚大な経済的被害をもたらされたところであり、厚生労働省においても、必要な対策を緊急に講じることとしている。

地震が就職活動中又は採用内定を獲得した学生・生徒等（卒業後 3 年以内の者を含む。以下「学生等」という。）に与える影響に鑑み、こうした学生等への支援に万全を期すため、下記のとおり「学生等震災特別相談窓口（以下「特別窓口」という。）」の設置等による支援を行うこととしたので、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

1 特別窓口の設置による支援

(1) 特別窓口の設置場所

金沢新卒応援ハローワークに設置することとする。これ以外の新卒応援ハローワーク又は公共職業安定所（以下「安定所」という。）においては、下記（2）の支援対象者が来所した場合は、下記（3）に準じた支援を行うこと。

(2) 特別窓口の支援対象者

特別窓口の支援対象者は、原則として次のとおりとする。

- ① 就職内定先が地震により被災し、就職内定の取消し又は入

職時期の繰下げの対象となった学生等

- ② 本人又は就職希望の地域が地震により被災し、就職活動に影響を受けている学生等（以下、①及び②の学生等を「支援学生等」という。）
- ③ 地震の影響により広報・採用選考活動に支障が生じた、又は生じるおそれがある事業主等（以下「支援事業主等」という。）
- ④ 支援学生等が在籍する学校等（新規学校卒業者職業紹介業務取扱要領第1の2(1)イに定義する学校等をいう。以下同じ。）の進路指導を担当する教職員（以下「進路指導担当者等」という。）

（3）特別窓口における支援内容

特別窓口における支援内容は主に次のとおりとする。

- ① 支援学生等に対する就職支援ナビゲーター等による就職までの一貫した支援
- ② 支援学生等の個別事情を踏まえた事業主への働きかけや求人確保など、支援学生等の早期就職に向けた支援
- ③ 支援事業主等に対する広報・採用選考活動実施のために必要な相談支援
- ④ 進路指導担当者等が学生等に対する進路指導を的確に行うために必要な相談支援

（4）特別窓口の設置日

特別窓口の設置日は令和6年1月11日とする。

2 学校等との連携強化

地震のため事業活動の縮小を余儀なくされたこと等により、採用予定であった学生等について、内定取消し又は入職時期の繰下げを行わざるを得ない事案が生じることも想定される。

支援学生等に対しては、早期に事案を把握し、迅速な就職支援につなぐことが重要であることから、管内の学校等との連携を強化すること。

開若発 0110 第 1 号
令和 6 年 1 月 10 日

各都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省参事官(若年者・キャリア形成支援担当)
(公印省略)

令和 6 年能登半島地震の影響により就職活動等に支障が生じた
学生等に対する緊急支援に係る留意事項について

今般の令和 6 年能登半島地震(以下「地震」という。)が就職活動中又は採用内定を獲得した学生等に与える影響に鑑み、令和 6 年 1 月 10 日付け開発 0110 第 2 号「令和 6 年能登半島地震の影響により就職活動等に支障が生じた学生等に対する緊急支援について」(以下「通達」という。)により、学生等震災特別相談窓口(以下「特別窓口」という。)の設置等を指示しているところである。

今般の地震は 1 月 1 日に発災しているが、この時期は、

- ① 本年 3 月に学校等(新規学校卒業者職業紹介業務取扱要領第 1 の 2 (1)イに定義する学校等をいう。以下同じ。)を卒業予定の学生・生徒等(卒業後 3 年以内の者を含む。以下「学生等」という。)の大部分は採用内定を獲得している状況であるが、就職活動を継続している者も一定数存在すること
- ② 来年 3 月に大学等を卒業・修了予定の者においては、本格的な就職活動が始まる直前であり、自己理解や業界・企業理解を深める上でも重要な時期であること
- ③ 今回の地震に伴い、被災した企業の事業活動が縮小を余儀なくされ、当該企業に採用内定していた学生等に対し、内定の取消しや入職時期の繰下げ等が行われることも想定されること
- ④ 被災により就職活動中の学生等や、採用選考活動を行う事業所に新たな支援ニーズが生じることも想定されること

から、こうした学生等や事業所への支援に万全を期すため、各都道府県労働局(以下「労働局」という。)におかれては、下記に留

意の上、その実施に遺漏のないようお願いする。

記

1 特別窓口の設置による支援に係る留意事項

(1) 「特別窓口の設置場所」関係

本年1月11日から、金沢新卒応援ハローワークに特別窓口を設置することとし、来所者から見やすい場所に「学生等震災特別相談窓口」の名称を掲示すること。また、これ以外の新卒応援ハローワーク（以下「新ハロ」という。）又は公共職業安定所（以下「安定所」という。）の学卒担当部門においては、通達記1（2）の支援対象者が来所した場合に、通達記1（3）に準じた支援を行うことで差し支えないが、支援対象者からの相談が一定数あり、特別窓口を設置して対応することが効率的と判断される場合は、労働局の判断で特別窓口を設置して差し支えない。

なお、設置する場合は、事前に若年者・キャリア形成支援担当参事官室若年者就職援助係（以下「当室」という。）に連絡すること。

(2) 「特別窓口の支援対象者」関係

通達記1（2）①及び②の支援学生等を主な対象としているが、これらの保護者等から相談があった場合についても、特別窓口の対象者として対応すること。なお、通達記1（2）③及び④については、事業所及び学校等に対する支援の新ハロへの集約を求めるものではないが、特に地震被害が大きかった地域を管轄する安定所の業務負担を踏まえ、新ハロ又は近隣の安定所で分担することとしても差し支えない。

(3) 「特別窓口における支援内容」関係

① 支援学生等に対する就職支援ナビゲーター等による就職までの一貫した支援

内定取消し又は入職時期の繰下げ等の対象となった学生等への職業相談に当たっては、支援学生等の心理状態に最大限の配慮を行い、個々のニーズを踏まえ、きめ細かで丁寧な

支援を行うこと。遠隔地に就職する希望がある場合、遠隔地への就職活動について可能な限り現実的な判断が可能となるよう、本人が希望する遠隔地の労働市場情報や具体的な求人情報を本人に提供すること。

また、内定取消し又は入職時期の繰下げ等の対象となった学生等への支援に加え、令和7年3月大学等卒業・修了予定者への支援も重要である。現在は、これらの学生等を対象とした就職・採用活動における広報活動の開始前であるが、実態として広報活動・採用活動を行っている企業も少なくない。このため、エントリーシート等（以下「応募書類」という。）の提出や採用選考への参加機会を逸した学生等から相談があった場合には、当該企業に応募書類の提出期限の延長、再設定等など、学生の応募機会を確保するために柔軟な対応を講じるよう働きかけを行うこと。

さらに、内定取消し等の対象となった学生等や就職活動の直前期に地震による被害を受けた学生等においては、強い精神的ストレスを感じていることも想定されるため、必要に応じて新ハロや安定所で実施している臨床心理士等による心理的支援に誘導するなど、学生等の心理的負担にも配慮した支援を行うこと。

② 支援学生等の個別事情を踏まえた事業主への働きかけや求人確保など、支援学生等の早期就職に向けた支援

地震の影響により、採用内定の取消しや入職時期の繰下げが生じた又は生じるおそれがある支援学生等から相談があった場合には、当該企業に対する採用内定の取消し等の回避に向けた助言・指導や、本人の希望に応じて就職あっせん及び事業所への個別求人開拓を行い、採用枠を確保すること。

安定所への求人を提出している企業に新卒者向け求人への拡大を働きかける等、支援学生等の個別の事情に応じた特別な措置をとるよう働きかけを行うこと。

また、地震の影響により、学生等が当初希望していた企業や地域での募集・採用が見送られることが判明した場合においても、学生等の応募機会が失われることがないよう、学生等の適性に応じた求人を積極的に開拓すること。

③ 支援事業主等に対する広報・採用選考活動実施のために必

要な相談支援

地震の影響により、被災した学生等から応募書類の提出期限の延長等の問合せを受けた事業主、従来どおりの採用を行うことが困難である事業主等から相談が寄せられた場合、広報・採用選考活動での柔軟な対応や継続的な採用に資するよう、企業の実情に応じたきめ細かな相談支援を行うこと。

- ④ 進路指導担当者等が学生等に対する進路指導を的確に行うために必要な相談支援

学校等から求めがあった場合には、支援学生等に係る情報共有を行い、新ハロ又は安定所への誘導に努めること。

(4) 特別窓口の周知

石川労働局においては、その管内において別添1のリーフレットや、Web、SNS等により積極的に特別窓口の周知を行うこと。なお、学校等に対する周知については文部科学省に対して依頼することとしているため、別途通知する。

(5) 報告

今般の地震の影響を受けた支援対象者からの相談実績等については、別添2により毎月月末までの実績を翌月10日まで（10日が閉庁日の場合は翌開庁日まで）に当室に報告すること。なお、特別窓口以外で受けた支援対象者からの相談実績等についても計上することとし、石川労働局以外の労働局においては、実績があった月のみ報告することで足りること。

2 学校等との連携強化に係る留意事項

広く学校等関係者等に対し、特別窓口の周知を行うとともに、学校等で把握している支援学生等の誘導を依頼する等、効果的・効率的な連携を図ること。

また、内定取消し又は入職時期の繰下げ事案を的確かつ迅速に把握するため、支援学生等が所属する学校等を管轄する安定所においては、学校等との連携を密にし、進路指導担当者等に対しては、

- イ 内定の取消し又は入職時期の繰下げ等を把握した場合は、速やかに学校等から安定所に対して連絡・相談すること
- ロ 学生等に対して、内定取消し又は入職時期の繰下げの対象と

なった、又はなりそうなときは、学校等に速やかに連絡・相談
するよう周知すること
を依頼すること。

令和6年能登半島地震により被災した学生・生徒等のみなさまへ

学生等震災特別相談窓口のご案内

厚生労働省では、令和6年能登半島地震により就職活動に影響を受けた、または採用内定の取消し等にあった学生・生徒のみなさまの相談に対応するための特別相談窓口を、金沢新卒応援ハローワークに設置しました。

また、中学・高校の生徒・学校関係者等のみなさまは、最寄りのハローワーク等でも相談を受け付けております。

【 支援メニュー 】

● 震災の影響により就職活動に影響を受けた方の相談

(交通手段が遮断され会社の指定した入社日に出社出来ない、内定先との連絡が取れない、エントリーシート等の提出や採用選考活動への参加が出来なくなったなど。)

● 震災の影響により採用内定の取消し等を受けた方の相談

(会社から、採用内定を取消すと言われた、しばらく入社は待ってくれと言われた、採用はするがしばらく家で待機していて欲しいと言われたなど。)

などの就職についての相談を受け、希望を伺いながら、事業主への確認、就職支援ナビゲーターによるマンツーマンの就職相談を実施します。



学生等震災特別相談窓口 設置場所

金沢新卒応援ハローワーク

石川県金沢市石引4-17-1 石川県本多の森庁舎1階

Tel076(261)9453

(開庁時間:平日9:00~18:00)

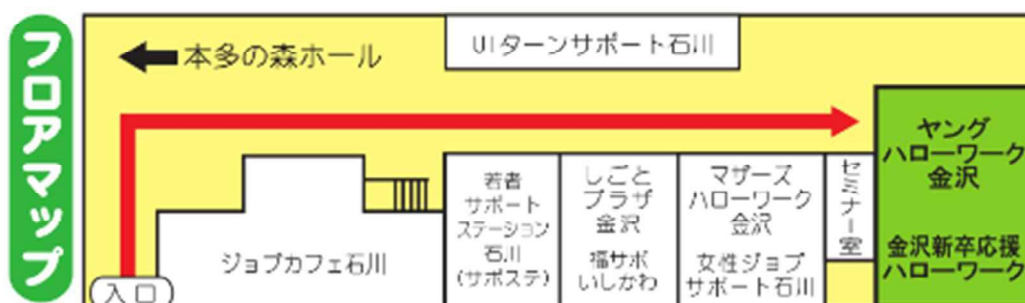
※電話・オンライン(ZOOM)でも相談できます。

オンライン相談については利用方法を御案内しますので、御希望の方は電話にて御連絡ください。



※相談は全国の新卒応援ハローワーク、ハローワークでも受け付けています。
所在地は裏面をご覧ください。

【金沢新卒応援ハローワーク】



【全国の新卒応援ハローワークの所在地はこちら】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184061.html>



【ハローワークの所在地はこちら】

<https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>



学生等震災特別相談窓口等における相談等実績報告

労働局

月分

1. 通達記1(2)①、②の支援学生等からの相談(保護者を含む)

相談件数	全数(件)	
	①令和6年3月卒業予定者等(既卒者含む)の相談	
	①のうち内定取消しに係る相談	
	①のうち入職時期の繰下げに係る相談	
	②令和7年3月卒業予定者等(既卒者含む)の相談	

2. 通達記1(2)③の支援事業主等からの相談

相談件数(件)	
うち、R6.3月卒業予定者の内定取消し又は入職時期の繰下げ等に係る相談	
うち、R7.3月卒業予定者の採用選考活動等に係る相談	

3. その他(通達記1(2)④進路指導担当者等による進路指導全般に係る相談等。)

相談件数(件)	
---------	--

※進路指導担当者等からの、①②の学生等に係る個別事案の相談は1. に計上してください。

令和6年能登半島地震により被災した学生・生徒等のみなさまへ

学生等震災特別相談窓口のご案内

厚生労働省では、令和6年能登半島地震により就職活動に影響を受けた、または採用内定の取消し等にあった学生・生徒のみなさまの相談に対応するための特別相談窓口を、金沢新卒応援ハローワークに設置しました。

また、中学・高校の生徒・学校関係者等のみなさまは、最寄りのハローワーク等でも相談を受け付けております。

【 支援メニュー 】

● 震災の影響により就職活動に影響を受けた方の相談

(交通手段が遮断され会社の指定した入社日に出社出来ない、内定先との連絡が取れない、エントリーシート等の提出や採用選考活動への参加が出来なくなったなど。)

● 震災の影響により採用内定の取消し等を受けた方の相談

(会社から、採用内定を取消すと言われた、しばらく入社は待ってくれと言われた、採用はするがしばらく家で待機していて欲しいと言われたなど。)

などの就職についての相談を受け、希望を伺いながら、事業主への確認、就職支援ナビゲーターによるマンツーマンの就職相談を実施します。



学生等震災特別相談窓口 設置場所

金沢新卒応援ハローワーク

石川県金沢市石引4-17-1 石川県本多の森庁舎1階

Tel076(261)9453

(開庁時間:平日9:00~18:00)

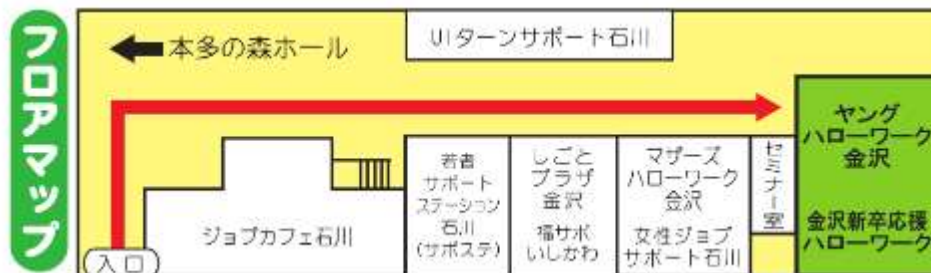
※電話・オンライン(ZOOM)でも相談できます。

オンライン相談については利用方法を御案内しますので、御希望の方は電話にて御連絡ください。



※相談は全国の新卒応援ハローワーク、ハローワークでも受け付けています。
所在地は裏面をご覧ください。

【金沢新卒応援ハローワーク】



【全国の新卒応援ハローワークの所在地はこちら】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184061.html>

【ハローワークの所在地はこちら】

<https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

